

(建築基準法施行規則の一部改正)

第九条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項中「いう。」の下に「第十一条の二の二を除き」を加える。

第十一条の二の二第一号を次のように改める。

一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、次のいずれかに該当する場合には、現金をもつてすることができる。

イ 印紙をもつて納め難い事由があるとき。

ロ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第九十七条の四第一項の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

(海事代理士法施行規則の一部改正)

第十条 海事代理士法施行規則(昭和二十六年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して(第十三条において「電子情報処理組織により」という。)法第十条第一項又は法第十一条の登録の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第十三条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により法第四条の試験の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第十一条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条中「、同項第三号、第四号、第六号又は第十一号に掲げる者にあつては収入印紙を申請書にはつて納めなければならない」を「納めなければならない。ただし、同条第二項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納めるときは、同項ただし書の申請等を行ったことにより得られた納付情報により、当該手数料を納めるものとする。」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第二百二条第一項第三号、第四号、第六号又は第十一号に掲げる者の同項の手数料は、収入印紙を申請書にはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百二条第一項第三号、第四号、第六号又は第十一号の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正)

第十二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四百四十三条中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 電子情報処理組織により法第二十六条の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により同条の手数料を納めるときは、前項の規定にかかわらず、現金をもつてすることができる。

第四百四十四条第七項中「前条第九項」を「前条第十一項」に、「及び第十項」を「、第十二項(指定試験機関に納める場合を除く。)」及び第十三項」に改める。

(航空法施行規則の一部改正)

第十三条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二百三十九条の三に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請又は申込みをする場合において、当該申請又は申込みを行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(気象業務法施行規則の一部改正)

第十四条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号中「使用して」の下に「(次項及び第五十二条第二項において「電子情報処理組織により」という。)」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により法第二十四条の二第一項の試験の受験又は法第二十四条の二の登録の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

第五十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により法第四十三条第一項の委託をする場合において、当該委託を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(気象測器等委託検定規則の一部改正)

第十五条 気象測器等委託検定規則(昭和二十八年運輸省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十三条第一項の委託をする場合において、当該委託を行ったことにより得られた納付情報により納入するとき、現金をもつてすることができる。

(気象等証明及び鑑定規則の一部改正)

第十六条 気象等証明及び鑑定規則(昭和二十九年運輸省令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十五条第一項の証明又は鑑定の依頼をする場合において、当該依頼を行ったことにより得られた納付情報により第一項の手数料を納付するときは、前項の規定にかかわらず、現金をもつてすることができる。